

室蘭市監査公表第 4 号

令和2年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年3月25日

室蘭市監査委員 松岡 喜代孝

室蘭市監査委員 早坂 博

室総総第213号

令和3年2月15日

室蘭市監査委員 松岡 喜代孝 様
室蘭市監査委員 早坂 博 様

室蘭市長 青山 剛

措置状況報告について

監査結果報告書の監査結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり報告します。

地方自治法第199条第12項に基づく
措置状況報告書

報告提出年月日 令和 3年 2月15日

措置部課名 保健福祉部 生活支援課

指摘事項【令和2年度監査結果報告書（前期・後期）】定期監査

予定価格の総額が30万円以上である物品購入に係る事務手続において、同一の業者に3件に分けて、30万円未満の物品として、契約主管課長に依頼せず、随意契約により購入しているものが見受けられた。

室蘭市物品会計規則第7条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

室蘭市物品会計規則、室蘭市事務決裁規程等の諸規定を確認し、令和2年7月9日から、適正な事務の執行に努めている。

今後同じ誤りを繰り返すことのないよう、同日付で同一業者から複数の物品を購入する場合には、必ず係長が課長と協議、確認を行い、物品管理者の購入権限があるかどうか精査してから事務処理を行うこととし、チェック体制を強化した。

※ 報告書は、1件1葉で提出してください。